

介護保険

介護保険制度は、誰もが介護が必要となっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支え合うための社会保険制度として、平成 12 年 4 月に開始されました。保険者は文京区で、40 歳以上の区民の方が被保険者となって保険料を出し合い、介護が必要な状態と認定されたときに、費用の一部を負担して介護（予防）サービスを利用することができる仕組みです。

平成 24 年 4 月からは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を行っています。

また、法改正により、平成 27 年 4 月、平成 31 年 4 月、令和 2 年 4 月及び令和 6 年 4 月に低所得者の保険料軽減を段階的に拡充し、平成 27 年 8 月及び平成 30 年 8 月に、一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割及び 3 割といたしました。

さらに、平成 28 年 10 月から予防給付の一部（訪問・通所）を区が取り組む地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として開始しました。これにより、高齢者の「社会的な活動への参加」を介護予防に取り入れ、高齢者が地域や社会の中で役割を持ち、いきいきとした生活が継続できることを目指していきます。

1 被保険者

区内に住所を有する 40 歳以上の方は、原則として、文京区の介護保険の被保険者となります。被保険者は、年齢によって次の 2 種類に区分されています。

ア 第 1 号被保険者

65 歳以上の全ての方

イ 第 2 号被保険者

40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方

※住所地特例

介護保険施設等に入所又は入居する際に、区内からその施設の所在地に住所を移した場合は、引き続き、文京区の介護保険の被保険者となります。

・介護保険被保険者の状況

(各年度末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第 1 号被保険者	43,955 人	44,135 人	44,287 人	44,241 人	44,296 人
(内数) 住所地特例者数	716 人	694 人	705 人	714 人	737 人

(1) 被保険者証

文京区内に住所があり 65 歳になった方及び文京区に転入された 65 歳以上の方には、被保険者証が交付されます。被保険者証は、介護（介護予防）サービスを利用するために必要な事項が記載されるものです。

なお、40 歳以上 65 歳未満の方は、要介護（要支援）認定の申請をして認定結果が出た場合などに交付されます。

(2) 負担割合証

要介護・要支援認定を受けた方に対し、介護保険の利用者負担割合（1 割・2 割・3 割）を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。

(3) 手続き

次のような場合は、申請・届出が必要です。

申請・届出が必要な場合	必要なもの（※）	受付窓口
前住地で要介護（要支援）認定を受けていた方が転入されたとき	介護保険受給資格証明書 （なくても申請可） 医療保険被保険者証の写し （発行後提出）	介護保険課 認定調査係
要介護（要支援）認定を受けていた方が転出するとき	被保険者証	介護保険課 資格保険料係
区外の介護保険施設等（特別養護老人ホーム等）に転出（入所・入居）するとき		
被保険者証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した被保険者証	
負担割合証を紛失・破損したとき	紛失の場合は、身分を証明するもの 破損の場合は、破損した負担割合証	介護保険課 給付係

（※）マイナンバーを利用する申請・届出があります。

2 保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直しをすることになっています。

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画で見込んだ第1号被保険者数や介護保険サービスの利用量（介護給付費用）をもとに基準保険料を計算しています。所得状況に応じて料率を掛け、第8期計画期間は15段階、第9期計画期間は20段階としています。

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）

所得段階	対象者		料率	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が[※]80万円以下 		0.30	21,700円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.45	32,500円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円
第5段階（基準額）		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が [※] 120万円未満	1.15	83,100円
第7段階		合計所得金額が [※] 120万円以上210万円未満	1.25	90,300円
第8段階		合計所得金額が [※] 210万円以上320万円未満	1.40	101,100円
第9段階		合計所得金額が [※] 320万円以上400万円未満	1.65	119,200円
第10段階		合計所得金額が [※] 400万円以上500万円未満	1.80	130,000円
第11段階		合計所得金額が [※] 500万円以上750万円未満	2.10	151,700円
第12段階		合計所得金額が [※] 750万円以上1,000万円未満	2.50	180,600円
第13段階		合計所得金額が [※] 1,000万円以上2,000万円未満	2.80	202,300円
第14段階		合計所得金額が [※] 2,000万円以上3,000万円未満	3.20	231,200円
第15段階		合計所得金額が [※] 3,000万円以上	3.50	252,800円

※第1段階～第3段階の年額保険料については、消費税率引き上げに伴い本来の料率から軽減されています。

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）

所得段階	対象者		料率	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が [※] 80万円以下		0.285	20,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が [※] 80万円超120万円以下	0.43	31,600円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が [※] 120万円超	0.685	50,300円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が [※] 80万円以下	0.85	62,400円
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が [※] 80万円超	1.00	73,300円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が [※] 120万円未満	1.15	84,300円
第7段階		合計所得金額が [※] 120万円以上210万円未満	1.25	91,700円
第8段階		合計所得金額が [※] 210万円以上320万円未満	1.40	102,700円
第9段階		合計所得金額が [※] 320万円以上400万円未満	1.70	124,700円
第10段階		合計所得金額が [※] 400万円以上420万円未満	1.80	132,000円
第11段階		合計所得金額が [※] 420万円以上500万円未満	1.90	139,300円
第12段階		合計所得金額が [※] 500万円以上620万円未満	2.10	154,000円
第13段階		合計所得金額が [※] 620万円以上720万円未満	2.30	168,600円
第14段階		合計所得金額が [※] 720万円以上750万円未満	2.40	176,000円
第15段階		合計所得金額が [※] 750万円以上1,000万円未満	2.55	187,000円
第16段階		合計所得金額が [※] 1,000万円以上1,500万円未満	2.85	209,000円
第17段階		合計所得金額が [※] 1,500万円以上2,000万円未満	3.10	227,300円
第18段階		合計所得金額が [※] 2,000万円以上3,000万円未満	3.30	241,900円
第19段階		合計所得金額が [※] 3,000万円以上4,000万円未満	3.60	263,900円
第20段階	合計所得金額が [※] 4,000万円以上	3.90	285,900円	

※第1段階～第3段階の年額保険料については、本来の料率から軽減されています。

(2) 保険料の減免制度

ア 保険料の減免・猶予

災害により損害を受けた場合、世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合又は東日本大震災により被災した場合は、申請に基づき実状を調査の上、保険料の減額及び免除並びに徴収の猶予をします。

イ 保険料の個別減額

次の条件を全て満たす方の保険料を、申請した月から第1段階と同率に減額します。

①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。②世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）。③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で240万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）。④居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと。⑥原則として保険料を滞納していないこと。

・保険料減免及び徴収猶予の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計件数		9件	1,296件	507件	258件	4件
内	保険料の減免・猶予	2件	4件	2件	0件	0件
	保険料の個別減額	4件	2件	1件	0件	1件
	東日本大震災被災者	3件	3件	3件	3件	3件
訳	新型コロナウイルス感染症（延件数）	—	1,287件	501件	255件	—

(3) 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類の納め方があります。

ア 特別徴収

老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円（月額1万5千円）以上受給している方が対象で、年金の定期支払（年6回）の際、介護保険料が年金から差し引かれます。

イ 普通徴収

区から送付する納付書で、原則、毎月月末まで（ただし、12月は翌年1月4日まで）に納めます。金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口、主なコンビニエンスストア及び区の介護保険課窓口で納付できます。また、本人等からの申し込みにより、口座振替（自動払込）で納めることもできます。

ウ 特別徴収と普通徴収の併用

特別徴収に該当する方の所得金額の変更等により保険料の所得段階が上がった場合、年度途中の特別徴収額は変更できないため、その差額については、普通徴収により納付します。

・保険料収納状況

	調定金額（円）A	収納金額（円）B	収入歩合（%）B/A
令和元年度	3,699,425,500円	3,648,346,300円	98.6%
令和2年度	3,638,737,400円	3,589,496,800円	98.6%
令和3年度	3,655,599,300円	3,605,200,800円	98.6%
令和4年度	3,706,027,400円	3,657,605,100円	98.7%
令和5年度	3,730,091,800円	3,688,768,800円	98.9%

(4) 保険料を滞納した場合の給付制限

介護保険料を滞納した場合、介護（介護予防）サービス利用時に次の給付の制限があります。

ア 1年以上の滞納

介護（介護予防）サービス費用の全額を一旦利用者が負担し、後日、保険給付分を区に請求します。（償還払い）

イ 1年6か月以上の滞納

区に請求された保険給付分の一部又は全部の支払が差止めとなり、滞納している保険料に充当されます。

ウ 時効になった（2年以上前の）未納保険料

過去10年間遡及した未納期間に応じて、一定期間自己負担割合が、1割又は2割の利用者は3割、3割の利用者は4割に引き上げられ、高額介護（介護予防）サービス費等の給付も受けられなくなります。

・給付制限措置実施件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置実施件数		26件	14件	27件	16件	26件
内 訳	支払方法の変更	4件	2件	4件	0件	5件
	一時差止	0件	0件	0件	0件	0件
	給付額減額	22件	12件	23件	16件	21件

(5) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料の納め方

加入している医療保険の算定方法により保険料の額が決まり、医療保険料と一括して納めます。

ア 国民健康保険加入者

国民健康保険の算定方法と同様に、その世帯の第2号被保険者の当該年度の算定基礎額と第2号被保険者数をもとに計算されます。

イ 職場の医療保険加入者

給与（標準報酬月額）と加入している医療保険者ごとに設定される介護保険料率に応じて計算されます。

（介護保険課資格保険料係）

3 要介護（要支援）認定

介護保険のサービスを利用するためには、どの程度の介護が必要な状態かを定める要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

(1) 対象者

ア 第1号被保険者（65歳以上の方）

身体の障害や認知症などにより、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

イ 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）

指定された16の疾病・疾患により、介護を必要とする方や日常生活に支援が必要な方

(2) 認定調査

調査員が対象者の家庭や施設を訪問して、全国共通の調査票に基づき、心身の状況について調査を行います。

(3) 介護認定審査会

調査員の行った調査結果と主治医意見書をコンピュータ処理して一次判定を行い、さらに介護認定審査会において、一次判定結果、主治医意見書、特記事項をもとに二次判定が行われます。

介護認定審査会は保健、医療、福祉分野の有識者で構成し、12の部会で審査判定を行っています。

(4) 認定期間

新規認定を受けた場合の認定の有効期間は、原則として6か月ですが、状態によっては12か月となります。サービスを継続したい場合は、更新申請が必要です。更新申請の認定期間は、原則として12か月ですが、状態によっては3～48か月となります。認定の期間中に状態が変化したときには、区分変更申請をすることができます。その場合の認定期間は、新規申請と同様です。

(5) 要介護（要支援）認定状況

・ 要介護（要支援）認定者数の推移 （各年度3月31日現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	8,672人	8,719人	8,932人	9,126人	9,120人

・要介護（要支援）認定申請件数と認定件数（※臨時的延長件数除く）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
申請件数	7,816件		6,147件		8,268件		9,235件		8,189件	
認定件数	7,976件		4,777件		5,803件		6,743件		7,977件	
認定	認定数	構成比								
非該当	86件	1.1%	52件	1.1%	58件	1.0%	56件	0.8%	58件	0.7%
要支援1	1,144件	14.3%	770件	16.1%	913件	15.7%	1,010件	15.0%	1,035件	13.0%
要支援2	830件	10.4%	455件	9.5%	606件	10.4%	673件	10.0%	795件	10.0%
要介護1	1,987件	24.9%	1,189件	24.9%	1,388件	23.9%	1,645件	24.4%	1,981件	24.8%
要介護2	1,158件	14.5%	678件	14.2%	829件	14.3%	983件	14.6%	1,292件	16.2%
要介護3	884件	11.1%	493件	10.3%	638件	11.0%	767件	11.4%	900件	11.3%
要介護4	950件	11.9%	650件	13.6%	734件	12.6%	817件	12.1%	1,040件	13.0%
要介護5	937件	11.7%	490件	10.3%	637件	11.0%	792件	11.7%	876件	11.0%

※構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

・被保険者以外の審査・判定状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護受給者	50件	35件	33件	19件	41件

・新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱い（令和2年3月～令和5年3月）

「更新申請者」の有効期間12ヶ月延長	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	14件	1,316件	1,877件	2,303件	4件

※令和5年度の実績は、令和4年度申請分。

（介護保険課認定調査係、認定審査係）

4 保険給付

要介護（要支援）認定の結果に基づき、要介護度に応じた支給基準限度額内であれば、費用の利用者負担分のみの負担でサービスが利用できます。

（1）介護保険で利用できるサービス

【居宅サービス】

○居宅を訪問するサービス

サービス名	内 容
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活援助
（介護予防）訪問入浴介護	簡易浴槽などを居宅に持ち込んでの入浴介助
（介護予防）訪問看護	看護師などの訪問による療養上の世話等
（介護予防）訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などの訪問によるリハビリ
（介護予防）居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などによる訪問指導
居宅介護（予防）支援	介護支援専門員の訪問によるケアプラン作成等の支援

○施設に日帰りで通うサービス

サービス名	内 容
通所介護	デイサービスセンターなどへ通所による日常生活の支援や機能訓練等
(介護予防) 通所リハビリテーション	介護老人保健施設などへ通所によるリハビリ

○施設への短期入所サービス

サービス名	内 容
(介護予防) 短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等へ短期間入所による日常生活の支援や機能訓練等
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人保健施設等へ短期間入所による日常生活の支援や機能訓練等

○その他のサービス

サービス名	内 容
(介護予防) 福祉用具貸与	車椅子や歩行器などの福祉用具のレンタル
特定(介護予防) 福祉用具購入	シャワーチェアなどの福祉用具の購入費の支給
(介護予防) 住宅改修	手すり取付け、床段差の解消等の改修費の支給
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどでの日常生活の支援や介護

【施設サービス】

サービス名	内 容
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームで、常時介助が必要な方に対して日常生活の支援や介護
介護老人保健施設	在宅復帰ができるよう、リハビリを中心に医療上のケアや日常生活の支援
介護医療院	主として長期の療養を必要とし、病状が安定している方のための医療施設

(※) 介護療養型医療施設は令和6年3月31日で廃止になりました。

【地域密着型サービス】

サービス名	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が連携した定期巡回と随時対応の介護サービスの提供
夜間対応型訪問介護	定期巡回や通報システムによる随時訪問を行う夜間専用の訪問介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象にした通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問や宿泊のサービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じた訪問看護サービス
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者を対象とした共同生活住居で、日常生活の支援や介護
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な事業所で、通所介護と同様に日常生活の支援や機能訓練等の提供
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活上の支援や介護

(2) 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービス費の利用者負担が著しく高額にならないよう、利用者負担額（月額）が上限額（下表）を超えた場合は、申請によりその超過分が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

所得区分		上限額(世帯合計) 〔(個人)は個人単位の上限度額〕
住民税世帯課税		
● 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方		140,100 円
● 課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の方		93,000 円
● 課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方		44,400 円
住民税世帯非課税		24,600 円
● 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方		(個人) 15,000 円
● 老齢福祉年金の受給者		
生活保護の受給者		(個人) 15,000 円
利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000 円

・高額介護（介護予防）サービス費の支給状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	30,672 件	31,204 件	31,162 件	30,700 件	31,021 件
金額	498,644,127 円	521,386,917 円	498,812,755 円	448,137,031 円	475,299,670 円

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の利用者負担額（年額）の世帯合算額が限度額（下表）を超えた場合、申請によりその超過分が介護保険と医療保険のそれぞれから支給されます。

所得区分	後期高齢者医療制度 +介護保険（75歳以上の方がいる世帯）	被用者保険又は国民健康保険 +介護保険（70歳～74歳の方がいる世帯）	所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	被用者保険又は国民健康保険 +介護保険（70歳未満の方がいる世帯）
課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円	901 万円超	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円	600 万円超 901 万円以下	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円	210 万円超 600 万円以下	67 万円
一般	56 万円	56 万円	210 万円以下	60 万円
住民税非課税	Ⅱ	31 万円	住民税世帯非課税	34 万円
	Ⅰ	19 万円		

※住民税非課税Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税である方のうち、Ⅰに該当しない方。

Ⅰ・・・住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない方。

※計算対象期間は、毎年 8 月から翌年 7 月までの 12 か月間

※毎年 7 月 31 日時点で加入している医療保険の所得区分を適用

※住民税非課税Ⅰの方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、住民税非課税Ⅱの 31 万円となるため、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となる場合があります。

・高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	1,629 件	1,588 件	1,668 件	1,789 件	1,804 件
金額	71,116,582 円	68,176,807 円	70,704,089 円	73,296,826 円	76,121,518 円

(4) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設（ショートステイを含む）を利用した際の居住費や食費の利用者負担は、所得に応じて負担限度額が設けられ、限度額を超える分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給されます。

・負担限度額（令和6年7月まで）

利用者負担段階	居 住 費（日 額）				食 費（日 額）	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	820 円	490 円	① 320 円 ② 490 円	0 円	300 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	① 420 円 ② 490 円	370 円	390 円	600 円
第3段階①	1,310 円	1,310 円	① 820 円 ② 1,310 円	370 円	650 円	1,000 円
第3段階②	1,310 円	1,310 円	① 820 円 ② 1,310 円	370 円	1,360 円	1,300 円
第4段階	2,006 円	1,668 円	① 1,171 円 ② 1,668 円	① 855 円 ② 377 円	1,445 円	1,445 円

※従来型個室・多床室で①は介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合、②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）、短期入所療養介護の場合です。

※第4段階の居住費・食費については、基準費用額（国が定めた平均的な額）です。

負担限度額（令和6年8月から）

利用者負担段階	居 住 費（日 額）				食 費（日 額）	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	① 380円 ② 550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	① 480円 ② 550円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	① 880円 ② 1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	① 880円 ② 1,370円	430円	1,360円	1,300円
第4段階	2,066円	1,728円	① 1,231円 ② 1,728円	① 915円 ② 437円	1,445円	1,445円

※従来型個室・多床室で①は介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合、②は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合です。

※第4段階の居住費・食費については、基準費用額（国が定めた平均的な額）です。

・特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	6,945件	6,161件	6,918件	6,067件	6,177件
金額	217,268,898円	227,252,281円	201,764,180円	167,803,183円	159,235,394円

※令和3年度に利用者負担段階の細分化、預貯金等要件・負担限度額の見直しがありました。

※支給金額が減少した要因は、利用者負担段階が新設され食費の負担限度額が引き上げられたことで、公費負担が減少したためと考えられます。

◆ (5) 利用者負担額軽減 ◆

介護保険のサービスを利用する方のうち、所得が少なく生計が困難な利用者を対象に、利用者負担額の軽減制度があります。

ア 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

次の要件に該当された方は、申請し認定を受けることで費用（介護保険の利用者負担額、施設での食費・居住費）の25%（高齢福祉年金の受給者は50%）が軽減されます。

☆該当要件

世帯人数	1人	2人以上
年間収入	150万円以下	世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
預貯金額	350万円以下	世帯人数が1人増えるごとに100万円を加えた額
その他	住民税が世帯非課税であること。 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。	

・対象サービス

【居宅サービス】

○訪問介護 ○（介護予防）訪問入浴介護 ○（介護予防）訪問看護 ○（介護予防）訪問リハビリテーション ○通所介護 ○（介護予防）通所リハビリテーション ○（介護予防）短期入所生活介護 ○（介護予防）短期入所療養介護

【施設サービス】

○介護老人福祉施設サービス

【地域密着型サービス】

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護予防・日常生活支援総合事業】

総合サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスのうち国基準サービス

・生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の利用状況

認定有効期間	人 数
令和元年8月1日～令和3年7月31日	28人
令和2年8月1日～令和3年7月31日	35人
令和3年8月1日～令和4年7月31日	32人
令和4年8月1日～令和5年7月31日	30人
令和5年8月1日～令和6年7月31日	26人

イ 利用者負担額の減額・免除（災害による損害を受けた場合、収入が著しく減少した場合）

災害により損害を受けた場合や世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になり、利用者負担額が支払えなくなった場合又は東日本大震災により被災した場合の被保険者に対して申請に基づき実状を調査の上、利用料を減額又は免除します。

・利用者負担額減免の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計件数		1件	2件	1件	1件	2件
内 訳	災害による減額・免除	0件	1件	0件	0件	0件
	東日本大震災被災者	1件	1件	1件	1件	2件

ウ 訪問介護サービスの利用者負担額軽減（制度移行措置）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による訪問介護利用において、境界層該当者として定率負担額が0円となっている方で、次のいずれかの状態になった方は、申請することにより、利用者負担額が免除されます。

（ア）65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策による訪問介護を利用していた方で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方

（イ）特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護（要支援）状態となった方（40歳以上65歳未満の方）

(6) 保険給付の状況

ア 介護給付

	人 数	回 数	介護給付費
令和元年度	227,072人	2,451,231回	12,622,717,602円
令和2年度	225,690人	2,442,487回	12,825,645,917円
令和3年度	236,665人	2,544,268回	13,140,198,940円
令和4年度	247,677人	2,596,331回	13,554,546,009円
令和5年度	257,725人	2,701,678回	14,093,546,933円

令和5年度	人 数	回 数	介護給付費
介 護 給 付 合 計	257,725人	2,701,678回	14,093,546,933円
居 宅 介 護 サ ー ビ ス 小 計	230,841人	2,177,021回	9,037,889,227円
訪問介護	24,899人	339,238回	1,847,742,337円
訪問入浴介護	2,041人	9,826回	132,065,537円
訪問看護	20,388人	133,616回	1,043,090,159円
訪問リハビリテーション	1,571人	8,394回	60,366,956円
通所介護	17,146人	147,916回	1,174,175,145円
通所リハビリテーション	3,188人	23,359回	215,503,372円
福祉用具貸与	33,578人	976,852回	478,894,662円
短期入所生活介護	4,167人	40,780回	351,801,156円
短期入所療養介護	538人	4,527回	54,539,193円
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	84人	607回	3,967,268円
居宅療養管理指導	63,384人	136,749回	451,541,129円
特定施設入居者生活介護	12,201人	353,973回	2,441,439,690円
居宅介護支援	46,716人	—	733,469,344円
居宅介護住宅改修費	380人	554回	30,731,016円
居宅介護福祉用具購入費	560人	630回	18,562,263円
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 小 計	14,833人	193,555回	1,738,435,878円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	555人	11,289回	112,412,407円
夜間対応型訪問介護	500人	1,215回	11,998,026円
認知症対応型通所介護	1,066人	10,312回	112,574,435円
小規模多機能型居宅介護	1,369人	25,384回	305,773,943円
認知症対応型共同生活介護	2,057人	61,202回	503,312,998円
地域密着型介護老人福祉施設	825人	23,760回	249,903,566円
看護小規模多機能型居宅介護	324人	5,322回	89,659,570円
地域密着型通所介護	8,137人	55,071回	352,800,933円
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	0人	0回	0円
施 設 介 護 サ ー ビ ス 小 計	12,051人	331,102回	3,317,221,828円
介護老人福祉施設	7,520人	218,272回	2,081,530,640円
介護老人保健施設	3,713人	102,107回	1,097,831,186円
介護療養型医療施設	32人	872回	9,723,501円
介護医療院	340人	9,851回	121,540,523円
特定診療費・特別療養費・特別診療費	446人	—	6,595,978円

イ 予防給付

	人 数	回 数	介護給付費
令和 元 年度	23,008 人	249,869 回	305,560,665 円
令和 2 年度	24,954 人	266,461 回	335,042,998 円
令和 3 年度	26,232 人	273,650 回	355,986,862 円
令和 4 年度	25,663 人	271,828 回	341,356,015 円
令和 5 年度	27,213 人	285,218 回	367,241,621 円

令和5年度	人 数	回 数	介護給付費
予 防 給 付 合 計	27,213 人	285,218 回	367,241,621 円
居 宅 介 護 予 防 サ ー ビ ス 小 計	27,159 人	284,487 回	362,779,625 円
介護予防訪問入浴介護	0 人	0 回	0 円
介護予防訪問看護	3,211 人	14,920 回	92,835,413 円
介護予防訪問リハビリテーション	266 人	1,208 回	7,976,929 円
介護予防通所リハビリテーション	697 人	3,883 回	24,367,115 円
介護予防福祉用具貸与	7,182 人	213,589 回	39,231,295 円
介護予防短期入所生活介護	38 人	216 回	1,466,417 円
介護予防短期入所療養介護	0 人	0 回	0 円
介護予防居宅療養管理指導	4,535 人	9,241 回	29,711,841 円
介護予防特定施設入居者生活介護	1,392 人	40,973 回	96,923,345 円
介護予防居宅介護支援	9,487 人	—	48,714,213 円
介護予防住宅改修費	196 人	275 回	17,425,959 円
介護予防福祉用具購入費	155 人	182 回	4,127,098 円
地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 小 計	54 人	731 回	4,461,996 円
介護予防認知症対応型通所介護	0 人	0 回	0 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	51 人	664 回	3,870,691 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	3 人	67 回	591,305 円

(介護保険課給付係)

5 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に実施しています。

地域支援事業についての事業概要は、「高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）」（71 ページ）、「介護予防・日常生活支援総合事業」（76 ページ）及び「認知症の方やその家族に対する支援」（91 ページ）に掲載しています。

6 地域密着型サービス指定状況

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、文京区が地域の特性を活かした整備計画を策定し、事業者の指定・指導監督を行います。原則として、区内に住所を有する被保険者がサービスを利用することができます。

区内指定地域密着型サービス事業所：43 箇所（令和6年4月1日現在）

介護保険法第78条の2第1項・78条の13第1項及び第115条の12第1項の規定により指定した地域密着型サービス事業所

◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔2箇所〕

事業所名	所在地	日常生活圏域
グッドライフケア24	西片 2-19-15	本富士地区
せら定期巡回・随時対応型訪問介護看護	本郷 3-15-2-201	本富士地区

◎ 夜間対応型訪問介護〔1箇所〕

事業所名	所在地	日常生活圏域
SOMPO ケア 白山 夜間訪問介護	白山 5-17-19-201	富坂地区

◎ (介護予防) 認知症対応型通所介護〔7箇所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
文京白山高齢者在宅サービスセンター ※休止中	12人	白山 5-16-3	富坂地区
泉湧く憩いの家 ※共用型	3人	千石 2-31-9	富坂地区
小石川デイサービスセンター ※介護予防は実施せず	10人	春日 2-4-8	富坂地区
文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	12人	大塚 4-18-1	大塚地区
文京本郷高齢者在宅サービスセンター ※休止中	10人	本郷 4-21-2	本富士地区
デイサービスセンター ゆしまの郷 ※1単位休止中	12人	湯島 3-29-10	本富士地区
文京千駄木高齢者在宅サービスセンター ※休止中	12人	千駄木 5-19-2	駒込地区

◎ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護〔5箇所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
小規模多機能型居宅介護 いきいき礪川	25人	小石川 2-16-1	富坂地区

SOMPO ケア いきいき小日向小規模多機能	25人	小日向 2-8-15	大塚地区
優ったり小規模多機能介護 文京小日向	29人	小日向 1-23-26	大塚地区
ユアハウス弥生 ※介護予防は実施せず	29人	弥生 2-16-3	本富士地区
グッドライフケア向丘	29人	西片 2-19-15	本富士地区

◎ 看護小規模多機能型居宅介護〔1か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
千石にじの家	29人	千石 4-1-2	富坂地区

◎ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護〔9か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
泉湧く憩いの家 ※介護予防は実施せず	9人	千石 2-31-9	富坂地区
グループホーム白山みやびの郷	18人	白山 2-29-9	富坂地区
花物語ぶんきょう つつ星	18人	小石川 5-11-8	富坂地区
グループホーム文京あやめ	27人	小日向 1-23-20	大塚地区
優ったりグループホーム 文京小日向	18人	小日向 1-23-26	大塚地区
のんびり家	14人	向丘 1-16-26	本富士地区
グッドライフケアホーム向丘	18人	西片 2-19-15	本富士地区
お寺のよこ	9人	向丘 2-38-5	駒込地区
愛の家グループホーム文京本駒込	27人	本駒込 5-66-5	駒込地区

◎ 地域密着型通所介護〔15か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
あしつよ・文京	15人	春日 2-13-1-7F	富坂地区
文京区介護予防拠点 いきいき礪川	15人	小石川 2-16-1	富坂地区
GENK INEXT 茗荷谷	10人	小石川 5-21-5	富坂地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN	10人	白山 5-18-11	富坂地区
デイサービスセンターファンライフ 文京	15人	千石 3-13-11-102	富坂地区
信和リハビリデイサービス 千石	15人	千石 4-16-2-101	富坂地区
レコードブック千石	18人	千石 4-38-10	富坂地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス 教育の森	10人	大塚 3-20-7	大塚地区
MEDICAL PRO SPORTS 介護デイサービス	12人	大塚 4-12-10	大塚地区
リハビリ道場	9人	大塚 6-27-6	大塚地区
ゆららデイサービス	13人	水道 2-10-17	大塚地区
デイサービス だるま	18人	千駄木 3-42-16-2F	駒込地区
デイサービス With 千駄木	17人	千駄木 4-16-2	駒込地区
リハビリ・デイサービス 虎SUN動坂店	18人	本駒込 4-42-11	駒込地区
いきいきらいふ SPA 駒込	10人	本駒込 5-72-1	駒込地区

◎ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〔3か所〕

事業所名	定員	所在地	日常生活圏域
地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	17人	春日 1-9-21	富坂地区
特別養護老人ホーム文京小日向の家	24人	小日向 1-23-26	大塚地区
地域密着型特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	29人	大塚 4-50-1	大塚地区

(介護保険課事業指導係)

7 介護保険相談窓口

介護保険に関する相談及び苦情への対応と、介護サービスに関する情報提供を行うために、相談窓口を設置しています。

・介護保険相談窓口対応件数

(単位：件)

区分	相談					苦情				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定	216	203	281	338	280	0	0	0	0	0
保険料	5	6	1	1	2	0	0	0	0	0
ケアプラン	2	2	1	2	5	0	0	0	0	0
サービス供給量	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
介護報酬	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0
その他制度上の問題	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政の対応	2	4	8	0	1	1	4	2	0	0
サービス提供、 保険給付	151	155	142	163	137	15	18	30	17	23
その他	771	831	629	693	746	1	1	9	1	4
合計	1,157	1,206	1,063	1,197	1,171	17	23	41	18	27

(介護保険課介護保険相談係)

8 介護人材確保・定着支援等

(1) アクティブ介護

(事業開始 平成 21 年度)

東京都社会福祉協議会に加入する区内特別養護老人ホームなどの施設長・センター長が中心となって、区内介護サービス事業者による「アクティブ介護実行委員会」を組織し、介護の魅力の発信や介護人材の創出に取り組んでいます。

平成 30 年度で 10 周年を迎えたイベント「アクティブ介護文京」では、令和 5 年度、「いつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」と題し、介護業界で活躍する著名人と区内介護サービス事業所による文京区独自の健康体操の作成・実施及び事業所紹介パネルの展示等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、誰でも楽しみながら介護に興味や関心を持ってもらえるような様々なプログラムを実施しました。

・アクティブ介護開催実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催日	12 月 17 日	11 月 26 日	11 月 16 日	11 月 16 日	11 月 7 日
参加者数	956 人	216 人	331 人	483 人	383 人

(2) 介護すてき発見 Web ツアー

(事業開始 令和 4 年度)

文京区内の施設で働くお笑い芸人さんと若手介護職員が、介護の仕事の様子や魅力について語り合う番組を作成し、いつでも、誰でも視聴できるよう YouTube を通して動画配信しました。

(3) 若年層向け介護の仕事啓発冊子の配布

(事業開始 平成 27 年度)

キャリアデザインの一助となるよう、将来の人材である中学生等に向けて、介護の仕事の魅力を伝える冊子を配布しています。職場体験や、介護の現場で働いている職員による学校などへの出張講座及びイベントで活用しています。

(4) 出張講座

(事業開始 平成 29 年度)

介護の仕事について理解・関心を深めるとともに、イメージアップを図るため、学校や団体向けに介護施設で働く職員等による講演や体験型のイベントを交えた出張講座を行っています。

・実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	4回	2回	2回	1回	1回

◆ (5) 入門的研修 ◆

(事業開始 令和3年度)

介護人材のすそ野拡大及び多様な人材の参入促進に向けて、介護未経験者が介護に関する基本的な知識・技術を習得するための研修を実施しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1回	5回	5回
受講者数	13人	6人	20人

◆ (6) 介護施設従事職員住宅費補助 ◆

(事業開始 平成28年度)

介護人材の確保・定着と施設の防災拠点化を推進するため、福祉避難所に指定された区内の特別養護老人ホーム等の事業所に従事する職員に対し、住宅費を補助しています。

・実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助人数	56人	69人	58人	53人	47人
補助金額	5,630,479円	6,805,000円	6,455,000円	6,195,000円	5,520,000円

◆ (7) E P A介護福祉士候補者受入事業補助 ◆

(事業開始 平成30年度)

介護保険施設等が、経済連携協定（E P A）及び交換公文に基づく介護福祉士候補者を受け入れる際に必要な初期費用の一部を補助しています。外国人労働者の受入体制の整備を促進し、円滑な育成を支援することで、新たな介護人材の確保に繋げていきます。

・実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
マッチング数	5人	3人	1人	2人	2人
受入れ数	6人	4人	4人	1人	2人

(介護保険課介護保険相談係)

◆ (8) 介護職員初任者研修及び実務者研修受講費補助 ◆

(事業開始 平成30年度)

介護従事者の確保及び定着を支援し、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を

確保するため、初任者研修等を受講した後に、区内の介護サービス事業所で正規職員として6月以上勤務した職員に対し、研修受講費を補助しています。

・実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初任者研修 (補助金額)	2人 (100,000円)	1人 (44,000円)	1人 (50,000円)	9人 (450,000円)	1人 (50,000円)
実務者研修 (補助金額)	10人 (660,224円)	4人 (280,000円)	2人 (140,000円)	5人 (350,000円)	4人 (266,000円)

(介護保険課介護保険相談係)

9 その他

(1) 介護サービス事業者連絡協議会

区と区内の介護サービス事業者により連絡協議会を開催し、介護に関する情報共有及び事業者間の連携を確保することで、円滑かつ適正な介護サービスを区民等へ提供しています。令和5年度末の協議会への加入数は、218事業者です。

また、部会として、介護従事者の資質・実務能力の向上に資するための研修会（居宅・訪問・通所等）を行っています。

	協議会・部会	内 容
1	令和5年5月26日 介護サービス事業者連絡協議会	・文京区福祉サービス第三者評価事業補助について ・ヤングケアラー支援に係る周知 等
2	令和5年6月29日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「介護事業所が今知るべきBCP（業務継続計画）作成の進め方」 講師：合同会社スマイルロード 代表 豊田 達範 氏
3	令和5年7月27日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「ひきこもり8050問題 ～茗荷谷クラブの活動を通して～」 講師：公益社団法人 青少年健康センター 茗荷谷クラブ 倉光 洋平 氏
4	令和5年8月17日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「介護職の接遇・マナーを学ぶ その人らしく「真心から信頼へ」 介護現場にホスピタリティを活かすセミナー」 講師：チカコココミュニケーション&マナーサポート代表 岩本 時加子 氏
5	令和5年9月27日 居宅・訪問・通所・施設合同部会	・「最後まで自分らしく生きることを支援する 自宅での看取り、 施設での看取りを考える ターミナルケア研修 ～家族にどう寄り添うか～」 講師：株式会社ツクイスタッフパートナー講師/カイゴ本舗鈴木 木 代表 鈴木 夕子 氏

6	令和5年10月19日 居宅・訪問・通所・施設合同 部会	・「介護現場のクレーム対応研修～介護現場の実例から学ぶ、カスタマーハラスメントと苦情処理～」 講師：株式会社ツクイスタッフ パートナー講師 吉野 有紀 氏
7	令和5年11月15日 居宅・訪問・通所・施設合同 部会	・「集団指導～運営指導のポイント～」 講師：介護保険課 事業指導係 主任 荻野 有希子 氏
8	令和5年12月14日 居宅・訪問・通所・施設合同 部会	・「モチベーションアップ研修～職場とあなたを守り発展させる介護現場のモチベーションアップ法～」 講師：株式会社ツクイスタッフ パートナー講師／株式会社 HASSM MICCE 代表取締役 木下 佳郁 氏 氏
9	令和6年1月26日 居宅・訪問・通所・施設合同 部会	・「管理者の視点から虐待・不適切ケアを考える～職員の心理と介護の質の向上を図る職場マネジメント～」 講師：株式会社ツクイスタッフ パートナー講師 金山 峰之 氏 氏
10	令和6年2月20日 主任介護支援専門員連絡会	・「ケアマネジメント業務が円滑に楽しくなる！介護支援専門員の ための多職種連携研修」 講師：株式会社ツクイスタッフ パートナー講師／神奈川県内 地域包括支援センター勤務 鈴木 貴彦
11	令和6年3月14日 介護サービス事業者連絡協 議会	・研修受講費用補助に係る令和6年度新規事業開始について ・令和6年度介護報酬改定及び総合サービス事業実施要綱の改正 について 等

(2) 介護事業者情報検索等システム

(事業開始 平成27年度)

介護サービスの利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるため、事業者の基本情報や介護サービスの空き情報をインターネットで検索できるシステムを運用しています。平成30年7月より「職員募集サイト」の機能を追加し、介護サービス事業所の求人情報も入手できるようにしています。

また、介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者向けに最新の介護関係情報や感染症対応に関する情報、及び区主催の研修会情報を提供する情報サイトを開設しています。
(介護保険課介護保険相談係)

(3) 事業者運営指導等

運営指導は、介護サービス事業者等を支援することを基本として、法令の遵守と適正な制度運営及び介護給付対象サービスの質を確保することを目的に実施しています。

介護サービス事業者等が遵守すべき法令のポイントについて集団指導で周知を行うとともに、居宅介護支援事業者等の質の向上を図るため、ケアプラン点検事業を実施し、より良いケアプランの作成ができるように事業者ごとに個別指導を行っています。

ア 運営指導実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービスの種類	居宅介護支援	7件	3件	4件	4件	7件
	通所サービス	5件	1件	0件	0件	3件
	訪問サービス	6件	2件	3件	2件	3件
	短期入所サービス	1件	0件	1件	3件	2件
	地域密着型サービス	8件	4件	5件	3件	11件
	施設サービス	2件	0件	0件	1件	3件
	その他(福祉用具貸与等)	1件	0件	0件	1件	2件
	総合サービス事業	0件	0件	0件	2件	6件
合計	30件	10件	13件	16件	37件	

※令和4年度より、実地指導から運営指導へ事業名を変更し、サービスの種類には、介護予防サービスを含む。

イ ケアプラン点検事業実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	11事業所	中止	2事業所	10事業所	9事業所
参加人数	53人	中止	8人	29人	30人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度中止

(介護保険課事業指導係)

(4) 介護保険特別会計

介護保険事業は、介護保険料、国・都の支出金、社会保険診療報酬支払基金の交付金及び区的一般会計からの繰入金をもって、保険給付や事業の実施に必要な経費に充てることとなっており、特別会計により運営しています。

【歳入】

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率
保 険 料	3,632,322,900円	22.1%	3,683,366,800円	21.8%	3,716,688,900円	21.7%
使用料及び 手 数 料	3,300円	0.0%	3,000円	0.0%	3,600円	0.0%
国庫支出金	3,480,021,496円	21.1%	3,484,614,950円	20.6%	3,554,866,200円	20.8%
支払基金 交 付 金	4,004,410,954円	24.3%	4,041,425,591円	23.9%	4,224,812,669円	24.7%
都支出金	2,239,792,443円	13.6%	2,300,557,979円	13.6%	2,339,724,319円	13.7%
繰 入 金	2,816,819,000円	17.1%	2,857,867,000円	16.9%	2,977,934,000円	17.4%
繰 越 金	275,787,458円	1.7%	515,388,574円	3.1%	285,615,956円	1.7%
諸 収 入	9,179,691円	0.1%	8,601,012円	0.1%	5,774,768円	0.0%
財産収入	1,073,000円	0.0%	1,241,000円	0.0%	2,120,000円	0.0%
寄付金	0円	0.0%	300,000円	0.0%	0円	0.0%
合 計	16,459,410,242円	100.0%	16,893,365,906円	100.0%	17,107,540,412円	100.0%

【歳出】

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率	収入済額	構成比率
総 務 費	604,244,356円	3.8%	657,371,156円	4.0%	677,863,114円	4.0%
保険給付費	14,283,205,818円	89.6%	14,601,625,737円	87.9%	15,188,569,796円	89.6%
地域支援 事業費	714,545,009円	4.5%	736,604,511円	4.4%	749,389,066円	4.4%
基金積立金	123,747,806円	0.8%	336,307,971円	2.0%	123,634,446円	0.7%
諸支出金	218,278,679円	1.4%	275,840,575円	1.7%	219,008,435円	1.3%
予 備 費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
合 計	15,944,021,668円	100.0%	16,607,749,950円	100.0%	16,958,464,857円	100.0%

※各年度中の構成比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

(介護保険課介護保険管理係)